

令和7年度以降

櫛田川水系 砂利等の採取に関する規制計画

中部地方整備局

三重河川国道事務所

令和7年度以降 櫛田川水系砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種別	河川名	起点	終点	延長	摘要
幹川	櫛田川	0.0k	18.9k	18.64km	
支川	佐奈川	0.0k	5.4k	5.11km	
支川	祓川	分派点	0.06k	0.06km	
	計			23.81km	

2. 規制計画の方針

- (a) 櫛田川は全体的に河床が安定しているが、基礎高不足の橋梁があるため整備計画河床より低下がみられる区間や連続する橋梁の保安区域を包括する区間は禁止区域とする。ただし、部分的に堆砂傾向を示している区間もあるため、掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取を許可していく。
- (b) 佐奈川は川幅が狭小で、構造物が多数点在するため、全川禁止区域とする。
- (c) 祓川は櫛田可動堰及び祓川水門があるため、全川禁止区域とする。
- (d) 河床低下傾向を示していない区間は、出水等による堆砂が想定されることから掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取可能区間とし、堆砂状況を確認した上で採取を許可する。
- (e) 砂利採取の許認可にあたっては、取水施設等の構造物や河川環境保全のため、掘削法面の緩傾斜化・砂礫砂州等の河床形状の維持・生物の生息環境に配慮する。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床は一連区間において整備計画河床以上の平均河床高(R5測量)を包絡した線を基本とする。

平均河床高が整備計画河床より低い場合は、整備計画河床高を掘削基準高とする。

掘削勾配 1 : 3

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起点	終点	延長	摘要
幹川	櫛田川	1. 6k	2. 5k	0. 90km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		2. 9k	3. 2k	0. 36km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		3. 5k	3. 8k	0. 30km	最深河床は整備計画河床より低く、堰があるため。
		4. 2k	4. 4k	0. 34km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		5. 5k	5. 8k	0. 30km	最深河床は整備計画河床より低く、堰があるため。
		7. 1k	8. 2k	1. 10km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁や堰が複数あるため。
		10. 3k	11. 3k	1. 06km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁や堰があるため。
		13. 5k	13. 8k	0. 30km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		14. 1k	14. 4k	0. 31km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		14. 9k	15. 2k	0. 31km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		16. 1k	16. 4k	0. 33km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
支川	佐奈川	0. 0k	5. 4k	5. 11km	川幅が狭小であり、構造物への影響が懸念されるため。
支川	祓川	分派点	0. 06k	0. 06km	構造物への影響が懸念されるため。
	計			10. 78km	

※禁止区域内に異常堆積した土砂等により流下能力が不足している場合等に関し、河川管理及び河川景観等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

(2) 保安区域

櫛田川の保安距離は次のとおり。

橋梁（鉄道） 上下流 500m

橋梁（一般） 上下流 150m

取水堰等 上下流 150m

計画低水路法線及び現況護岸 20m

※保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合等に関し、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点	終点	延長	掘削可能量(千m ³)	採取可能量(千m ³)	摘要
幹川	櫛田川	0.0k	1.6k	1.57km	766	766	
		2.5k	2.9k	0.37km			
		3.2k	3.5k	0.25km			
		3.8k	4.2k	0.43km			
		4.4k	5.5k	0.88km			
		5.8k	7.1k	1.27km			
		8.2k	10.3k	1.97km			
		11.3k	13.5k	2.11km			
		13.8k	14.1k	0.31km			
		14.4k	14.9k	0.40km			
		15.2k	16.1k	0.89km			
		16.4k	18.9k	2.49km			
	計			12.94km	766	766	

6. 年次計画

令和7年度～令和11年度の5箇年計画とする。

河川名	区 間		年次別計画 (千m3)															計		
			令和7年			令和8年			令和9年			令和10年			令和11年					
	起点	終点	許可又は 認可の 予定量	探取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量															
櫛田川	0.0k	1.6k	153	153	—	153	153	—	153	153	—	153	153	—	154	154	—	766	766	—
	2.5k	2.9k																		
	3.2k	3.5k																		
	3.8k	4.2k																		
	4.4k	5.5k																		
	5.8k	7.1k																		
	8.2k	10.3k																		
	11.3k	13.5k																		
	13.8k	14.1k																		
	14.4k	14.9k																		
	15.2k	16.1k																		
16.4k	18.9k																			
計			153	153	—	153	153	—	153	153	—	153	153	—	154	154	—	766	766	—

7. その他

規制区域内においては、自然環境等を保護、保全するための法令等の規制、制限の設定されている区間あり、砂利採取許可にあたってはあらかじめ、河川整備計画・河川環境管理基本計画等を考慮し、河川の優れた自然環境の維持保全を図るものとする。

砂利採集にあたり、採取可能な区域においても調整が必要なため、事前に櫛田川出張所に相談すること。

櫛田川 規制区域図

禁止区域	掘削を禁止する区域
規制区域	掘削を規制する区域 (保安対象施設のある区域含む)

